住民異動届等の届出及び証明書等の交付申請の本人確認に関する事務取扱要領

平成 17 年 10 月 1 日
市 民 課 長 決 定

（目的）

第１条　この要領は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）等の規定に基づく届出、申請、交付請求等（以下「申請等」という。）をする者（代理人及び使者を含む。以下「申請者等」という。）が本人であることを確認すること及びその申請者等が代理人又は使者である場合におけるその権限を確認することにより、虚偽その他不正な手段による申請等を防止し、住民基本台帳の記録及び戸籍の記載の正確性を確保するとともに、市民の個人情報を保護することを目的とする。

（本人確認の対象となる申請等の範囲）

第２条　本人確認の対象となる申請等は次に掲げるものとする。

(1) 転入、転居、転出及び世帯変更の届出並びに中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例、住所を有する者が中長期在留者等となった場合の特例及び外国人住民の世帯主との続柄の変更届（住基法第 22 条～第 25 条、第 30 条の 46～第 30 条の 48）

(2) 通称の記載又は削除に係る申出（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26）

(3) 住民票コードの変更請求（住基法第 30 条の４）

(4) 住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付請求（住基法第 12 条～第 12 条の３）

(5) 広域交付住民票の交付請求（住基法第 12 条の４）

(6) 認知、縁組、協議離縁、婚姻及び協議離婚の届出（戸籍法第 27 条の２）

(7) 戸籍届出の不受理申出及び戸籍届出の不受理申出の取下げ（戸籍法第 27 条の２）

(8) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付請求（戸籍法第 10 条、第 10 条の２）

(9) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付請求（戸籍法第 12 条の２）

(10) 広域交付戸籍の交付請求（戸籍法第 120 条の２第１項第１号）

(11) 戸籍の附票の写しの交付請求（住基法第 20 条）

(12) その他証明書の交付請求

（本人確認の方法）

第３条　前条の申請等を受けるときは、別表に定める書類等（前条第３号の変更請求にあっては別表中１号又は２号ーイのうちいずれか１点の書類等とし、同条第４号の交付請求（住民票コード又は個人番号の記載があるものの交付請求に限る。）にあっては別表中１号若しくは２号ーイの書類等又は別表中２号ーイの書類等のうち１点及び次項に規定する本人確認票とし、同条第５号及び第 10 号の交付請求にあっては別表中１号の書類等とする。）を提示させ、申請者等が本人であることを確認する。この場合において、本人との同一性に疑義が生じたときは、口頭で質問し、又は関係文書の提示を求めることが

できる。

２　前項の場合（前条第３号の変更請求、同条第４号の交付請求（住民票コード又は個人番号の記載があるものの交付請求に限る。）並びに同条第５号及び第 10 号の交付請求を受ける場合を除く。）において、申請者等が前項の書類等を持参していないときは、来庁（所）者本人確認票（様式第１号。以下「本人確認票」という。）を提出させ、本人であることを確認する。

３　第１項の場合（前条第３号の変更請求を受ける場合に限る。）において、申請者等が同項の書類等を持参していないときは、当該申請等が本人の意思に基づくものであることを確認するため当該申請者等の住民登録地に照会書を送付し、当該照会書を送付した日から起算して 30 日以内に回答書を提出させることにより、本人であることを確認する。

４　前条第１号、第２号及び第６号の申請等について、別表中２号又は本人確認票で本人であることを確認した場合及び申請者等が代理人（法定代理人を除く。）又は使者である場合（同条第１号の届出において申請者等がその届出に係る異動前又は異動後の本人の同一世帯員である場合及び同条第２号の申出において申請者等が本人の同一世帯員である場合を除く。）は、申請等の対象者に対して、その住民登録地（同条第１号の届出にあっては、当該届出に係る異動前の住民登録地）に、受理通知を送付する。ただし、同条第１号の届出において、当該届出対象者が、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等通知）第６－10 の規定によるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護に係る支援措置の対象者であるときは、この限りでない。

（郵送による届出及び証明書の交付請求の申請者等の本人確認）

第４条　郵送により、住民票若しくは戸籍に関する証明書の交付請求（第２条第５号及び第 10 号の交付請求を除く。次項において同じ。）又は転出の届出がされた場合は、別表中１号又は２号ーイの写しを送付させることにより本人確認を行うものとする。この場合において、申請者等の住民登録地（住民票に関する証明書の交付請求があった場合において、その申請者等が住民登録地以外の居所に居住していることを証する書面の提出があったときにおける居所を含む。次項において同じ。）に送付するときは、２点必要なものとされている書類等であっても、１点で本人確認ができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、郵送による住民票又は戸籍に関する証明書の交付請求が、その対象者本人によりなされている場合にあっては、申請者等の住民登録地に当該証明書を送付することをもって、本人確認を行ったものとみなすことができる。

（代理権の確認の対象となる申請等の範囲）

第５条　代理権の確認の対象となる申請等は、第２条第１号から第４号まで（第３号の変更請求にあっては、法定代理人によるものに限る。）、第８号、第９号、第 11 号及び第 12 号（独身証明書の交付請求を除く。）に掲げるものとする。

（代理権の確認方法）

第６条　前条の申請等を受ける場合において、その申請者等が代理人又は使者であるとき（第２条第１号の届出において申請者等がその届出に係る異動前又は異動後の本人の同一世帯員である場合及び同条第２号の申出において申請者等が本人の同一世帯員である場合を除く。）は、次に定める方法により、その権限を確認するものとする。

(1) 申請者等が法定代理人である場合には、その資格を証する戸籍謄本又は成年後見登記事項証明書等を提出させる方法（本市の住民情報システム又は戸籍情報システムにより確認することができる場合を除く。）

(2) 申請者等が法定代理人以外の者である場合には、委任状を提出させる方法

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、前項の書類の提出ができないときは、申述書（様式第２号）を提出させる方法によるものとする。

(1) 申請者等が本人の親族（民法(明治 29 年法律第 89 号)第 725 条に規定する親族をいう。以下同じ。）である場合（第２条第１号の届出及び同条第２号の申出に限る。）

(2) 申請者等が本人と同一の住所（第２条第１号の届出にあっては、申請者等がその届出に係る異動前又は異動後の本人と同一の住所）に住民登録がある者であって異なる世帯の者である場合（第２条第１号の届出、同条第２号の申出及び同条第４号の交付請求（住民票コード又は個人番号の記載があるもの、住民票除票、除票記載事項証明の交付請求を除く。）に限る。）

(3) 本人等が疾病又は身体の故障等により委任状に署名することが困難であって、申請者等が本人の親族又は療養看護をする者等である場合（第２条第４号の交付請求（住民票コード又は個人番号の記載があるものの交付請求に限る。）及び同条第 12 号の交付請求（身分証明書の交付請求に限る。）を除く。）

附　則

この要領は、平成 17 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 18 年 12 月 10 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 22 年２月８日から施行する。

附　則

この要領は、平成 22 年６月２８日から施行する。

附　則

この要領は、平成 22 年８月６日から施行する。

附　則

この要領は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 25 年 12 月 12 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 26 年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 27 年 10 月５日から施行する。

附　則

この要領は、平成 28 年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年１月１１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年３月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１２月２日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年１２月２日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年１２月２９日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年６月１４日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年９月２８日から施行する。

別表（第３条及び第４条関係）

	本　人　確　認　で　き　る　書　類	
１号	写真のある公の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書、身分証明書で、１点でよいもの	個人番号カード 、運転免許証（仮運転免許証を含む。国際運転免許証を除く。）、 旅券 、船員手帳、 海技免状、 戦傷病者手帳、猟銃・空気銃所持許可証、 宅地建物取引士証、 電気工事士免状、 認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、 動力車操縦者運転免許証、小型船舶操縦免許証、教習資格認定証、 検定合格証（警備員）、 無線従事者免許証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真入りのもの）、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の身分証明書（職員証（生年月日のあるもの）、学生証（公立に限る）等）、在留カード（顔写真入りのもの）、特定在留カード、特別永住者証明書（顔写真入りのもの）、特定特別永住者証明書、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以後に交付されたものに限る）、一時庇護許可書、仮滞在許可書
２号ーイ	２点必要なもの	健康保険の資格確認書、各種年金証書（手帳・基礎年金番号通知書）、恩給証書、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、各種医療証、高齢受給者証、精神障害者保健福祉手帳（顔写真の無いもの）、在留カード（顔写真の無いもの）、特別永住者証明書（顔写真の無いもの）、またこれらと同等の書類
２号ーロ	２点必要なもの	国又は地方公共団体の機関以外が発行した写真付の身分証明書（社員証、学生証（公立を除く）等）、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の資格証明書（１号に掲げるものを除く）、またこれらと同等の書類

※　２点必要なものについては、２号ーイが１点以上必要である。
※　有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。
※　１号中の一時庇護許可書及び仮滞在許可書は、戸籍法に基づく届出及び戸籍法に基づく証明書の交付請求の場合を除く。

（様式第１号）

来庁（所）者本人確認票

太枠の中をご記入下さい。(確認項目①～⑨のうち3項目以上記入してください。)
(ただし、⑦～⑨は必ず1項目以上記入してください。)

氏　名				
生年月日			年　月　日	
確認項目	家族構成			
	①	父	氏名 年　月　日	□
	②	母	氏名 年　月　日	□
	③	配偶者	氏名 年　月　日	□
	④	子	氏名 年　月　日	□
	⑤	兄弟	氏名 年　月　日	□
	⑥	その他	氏名　続柄(　　) 年　月　日	□
	⑦本籍地		□申請書記載のとおり	□
	⑧筆頭者		□申請書記載のとおり	□
	⑨前住所			□
	⑩その他		……	□
確認者			確認方法 住基　戸籍　その他(　　)	

（様式第２号）

申　述　書

加古川市長　様

私は、令和　　年　　月　　日付けの（対象者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿についての

□　①住民異動届の届出等
□　②住民票の写し等の交付請求
□　③戸籍謄本等の交付請求

に関して、次の理由により、本人から間違いなく委任を受けたことを申述します。

※なお、②の場合で、死亡による除票の交付請求時は、死亡者と利害関係にある人の氏名を追記してください。

理由

□　私は上記対象者の親族（続柄：　　）であるため
※上記①の場合のみ選択可

□　私は上記対象者と同じ住所に住んでいるため
※上記①・②の場合のみ選択可
※住民票除票・除票記載事項証明は除く

□　私は上記対象者の（ 親族 ・ 療養看護をする者 ・ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ）であり、

本人は（手が不自由など署名できない理由）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、
委任状に署名することができないため

年　　月　　日

署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※虚偽の申述により不正な届出又は請求をおこなった場合、法に定める罰則の対象となります。